次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
有限会社河野組	鹿児島県奄美市名瀬大熊町二十三番地十六	とび

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
中谷産業株式会社	神奈川県小田原市浜町一丁目十四番十一号	プラスチック成形
JA高崎ハム株式会社	群馬県高崎市八幡原町七百二十二番地五	ハム・ソーセージ・ベーコン製造

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
ゴーテック株式会社	大阪府茨木市東福井一丁目十二番十三号	塗装

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子